

令和5年10月10日 午前10時30分開会

1、出席議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 齊 | 藤 | 義 | 崇 | 君 |
| 2番 | 置 | 田 | 武 | 司 | 君 |
| 3番 | 重 | 山 | 雅 | 世 | 君 |
| 4番 | 大 | 櫛 | 則 | 俊 | 君 |
| 5番 | 堀 | | 文 | 彦 | 君 |
| 6番 | 鈴 | 木 | 千 | 逸 | 君 |
| 7番 | 佐 | 藤 | 則 | 男 | 君 |
| 8番 | 斉 | 藤 | 隆 | 浩 | 君 |
| 9番 | 端 | | 師 | 孝 | 君 |
| 10番 | 藤 | 本 | 光 | 行 | 君 |
| 11番 | 鶴 | 川 | 和 | 彦 | 君 |

2、欠席議員は次のとおりである。

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 事務局 長 | 中 | 野 | 真 | 里 | |
| 事務局 主査 | 山 | 内 | あ | づ | さ |

4、地方自治法第121条第1項の規定による説明員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|------------------------------|---|-----|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 佐々木 | 学 | 君 | | | |
| 副 | 町 | 橋 | 謙 | 吾 | 君 | | |
| 総務課長兼選挙管理委員会書記長 | | 小 | 南 | 治 | 朗 | 君 | |
| 総務課 総務担当兼 男女共同参画・内部統制担当主幹 | | 出 | 南 | 力 | 君 | | |
| 経営企画課 長 | | 篠 | 田 | 孝 | 義 | 君 | |
| 経営企画課 地域政策担当主幹 | | 田 | 崎 | 剛 | 君 | | |
| 経営企画課 行政経営担当主幹 | | 高 | 野 | 瀬 | 大 | 和 | 君 |
| 税務課長兼出納室長 | | 藤 | 澤 | 裕 | 之 | 君 | |
| 住民保健課 長 | | 笹 | 木 | 真 | 由 | 美 | 君 |
| 教 | 育 | 吉 | 田 | 政 | 和 | 君 | |

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

議案第 33号 令和5年度栗山町一般会計補正予算（第7号）

◎開会の宣告

○議長（鶴川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長、報告のとおり定足数に達していますので、ただいまから令和 5 年栗山町議会定例会を再開し、10 月臨時会議を開会いたします。

◎会期の決定

○議長（鶴川和彦君） 今開会議会の議会期間は本日 1 日といたします。

◎開議の宣告

○議長（鶴川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7 番佐藤則男議員、8 番齊藤隆浩議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鶴川和彦君） 日程第 2、議会運営委員会より、この度の臨時会議の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

◎諸般の報告

○議長（鶴川和彦君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（中野真里君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、議案第 33 号令和 5 年度栗山町一般会計補正予算（第 7 号）であります。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、各課所長、並びに、教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた課長、事

務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、監査委員、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の定例会議報告後の会務につきましては別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鶴川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎議案第33号

○議長（鶴川和彦君） 日程第4、議案第33号 令和5年度栗山町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第33号 令和5年度栗山町一般会計補正予算（第7号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ108億8,092万1千円とするものであります。

補正の主な内容は、2款総務費におきまして、不動産差押処分取消請求訴訟における訴訟行為委任契約に係る補正であります。

4款衛生費は、予防接種健康被害救済給付金に係る補正であります。

事項別明細につきましては、副町長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 副町長。

〔副町長 橋場謙吾君登壇〕

○副町長（橋場謙吾君） それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

まず、歳出であります。2款2項2目11節役務費の132万円の補正は、令和3年9月16日付けで執行いたしました、町税滞納法人に対する町内所在ゴルフ場の土地及び建物の差押につきまして、令和5年7月27日付けで栗山町を被告とする処分取消請求の訴えが提起されたことから、本訴訟行為を弁護士事務所に委任することに係る着手金を計上するものであります。

4款1項2目18節負担金補助及び交付金の8万3千円の補正は、新型コロナウイルス

ルスワクチン接種の副反応により健康被害を受けた方に対する予防接種健康被害救済給付金で、全額国庫負担金を受けて実施するものであります。

3 ページをお開きください。

次に、歳入であります。15 款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の 8 万 3 千円の補正は、歳出 4 款でご説明いたしました、予防接種健康被害救済給付金に係る国庫負担金であります。

20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金の 132 万円の補正は、今回の補正に係る財源調整として追加するものであります。

以上で事項別明細の説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6 番、鈴木議員

○6 番（鈴木千逸君） はい、1 点訴訟の件で、訴訟のことですので、詳細には触れません。訴訟の先ほど、全協の中で我々は詳細については伺ったわけなのですが、まち懇ですとかそういった場面で広く町民の皆様にも、内容といいますか事の顛末といいますか、そういった部分は周知が必要な案件ではないかなというふうに感じるころなのですが、そういった予定を組まれていらっしゃるかどうかについて、1 点、お伺いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 6 番、鈴木議員の質疑に対する答弁に入ります。

町長。

○町長（佐々木学君） 今回の訴訟案件の住民周知等の関係でありますけれども、これから、予定をしております、まちづくり懇談会、またあらゆる機会の中で、この案件については、出せる部分と出せない部分があるかと思いますが、町として、こういう、今、訴訟に臨むということと、若干内容的なものについてはしっかりと町民の皆さんに周知してまいりたいと思います。

行政処分に対する、根本の部分でありますので、ここはしっかりと、周知が必要かと思っております。

○議長（鶴川和彦君） ほかにございますか。

3 番、重山議員

○3 番（重山雅世君） 4 款の今ほど説明ありました、新型コロナワクチンの副反応による、救済ってということで給付金が、計上されておりますが、8 万 3,000 円の根拠っていうか、それと、この内容的な部分でいうと、副反応が起きたよそして、お医者さんの何か診断書か何かが必要なのでないのかなとか、どのような反応だったのかということも、給付金の内容、お見舞金って感じなのではないでしょうかそれとも、

これからまだ治療もされていらっしゃるのか。

その辺どうなのか、件数的には、1件ぐらいなのかと思うのですが、当然この、国庫補助で給付を受けるわけですが、該当者の方が、これで納得していらっしゃるっていうか、どうなのでしょう。こういうことがこれから起きないとも限らないので、もしこういうときには、ぜひ、知らしてくださいというような形の、町民の周知とか、そういうこともあわせてどのようにお考えになっていらっしゃるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（鶴川和彦君） 重山議員の質疑に対する答弁に入ります。

住民保健課長。

○住民保健課長（笹木真由美君）

重山議員、いくつかの御質問でございます。

今回の補正予算のまず8万3,000円の内訳についてですが、申請件数は1件でございます。

内訳としましては、医療費でかかった自己負担分が、1万2,890円になっております。あとは、医療手当という表現になっておりますが、通院などに係る必要経費というような形で、定額で金額が決まっております。そちらのほうが医療手当として6万9,900円という内訳になっております。

今回の副反応につきましては、病名、分かりやすく言いますと、動機です。循環器の病気です。通常起こり得る副反応の範囲を超えているということの判断で、認められたということになっております。

あと、現在も治療中なのかどうかということですが、この当時だけ病院にかかっただけで、御本人さんは現在、普通に生活に支障ない程度に暮らしている状況であります。

認定された後、国のほうからもきちっと御本人さんには市町村を通して説明するよというふうに言われておりますので、御本人役場のほうに来ていただきましたので、保健師のほうから内容については説明させていただきました。納得して帰られているというような形でそのときにどのような現在の健康状態なのかというところもちょっと確認をさせていただいております。

あと周知の点なのですが、周知につきましては、ワクチン接種の接種券の中に一緒に厚労省のチラシが入っているのですが、そちらのほうに、健康被害の救済制度のことは書いてはあります。認定までの流れとしましては、市町村のほうで、請求できるかどうかという判断が出来ないものですから、もし町のほうに、町民の方から、接種した後、一般的な日数以上たっても、まだ調子が悪いというような御相談とかがあった場合は、医療機関のほうを受診されて、お医者さんが、コロナワクチンの接種の副反応で一般的な副反応を超えているというふうに判断された場合、御本人さんのほうに、この救済制度のほうのお話がありまして、そのあと、ある程度資

料といえますか、書類が必要になりますのでカルテですとか、受診した証明書とかいろいろな領収書とか、そういう決まったものを、用意していただくのですけれども、そのあとに、各市町村で予防接種の健康被害の調査の委員会というのが、設定されていますので、そちらのほうに、まず、審査していただいて、国のほうに申請していいというふうに判断されましたら、そのあとこの国のほうに申請する形になります。

今度国のほうで、今度予防接種とか感染症とか法律などの専門家で構成されている疾病障害認定審査会っていう会がありまして、そちらのほうでまた審査されて、そこで認定になるとか、認められなかったとかっていう結果が出るような形になっているのが今回の健康被害の認定になるまでの大まかな流れになります。

以上です。

○議長（鶴川和彦君） 重山議員。

○3番（重山雅世君） 今回の方の場合は、打った後、動機がいつまでも続いててっていうような相談が、役場のほうにというか、あったわけですか。チラシを見て、いつまでも長く続くんだっていうこと言って。

経緯的なことでいうと、病院に行ってその方が、お医者さんのほうから、いやそれはちょっとワクチンのあれかもしれないっていう形で、手続的なこともやられたっていうことなのですか。

それが1点と、もう1点は、これまでもこういうケースがなかったのかどうか、その辺もあわせて、答弁求めたいと思います。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

住民保健課長。

○住民保健課長（笹木真由美君） 重山議員重ねての御質問でございます。

今回の方の場合は、町のほうに先に御相談があったケースになります。

これまでもなかったのかどうかということですが、一般的な副反応の範囲内の御相談っていうのは、ある程度保健師のほうにも町のほうに電話がありまして、保健師のほうにも、電話が来てたことはあります最初の一、二回目打った頃ですと、普通の予防接種、インフルとかの予防接種に比べて副反応が、ちょっと強いついていうのもありますので、御相談があったのと高齢者の方については、違う意味でちょっと不安っていますか、コロナに対する不安っていうのもあったので、そういう部分も含めて保健師がお話を聞いたりとかっていうのがありました。

今回の救済制度は、これまで過去に1度申請したことがありまして、令和3年の12月の定例会で補正させていただいているんですけども、そのときは、接種会場で、すぐちょっと具合が悪くなった方でしたので、即時性のある、アナフィラキシーのような状態になった方でしたのでその方については、1日ちょっと入院されて、次の日に退院しているというような形になりますので、そちらについては病院のほうから、手続を促すようなお話が御本人のほうにされているという、そういう状況です。

以上です。

○議長（鶴川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） それでは討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第33号 令和5年栗山町一般会計補正予算（第7号）について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。

よって、議案第33号は原案どおり決定をいたしました。

◎休会の宣告

○議長（鶴川和彦君） ここで、お諮りいたします。

本定例会10月臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議規則第7条の規定により、令和5年定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和5年定例会は、休会することに決定をいたしました。

これをもちまして、散会いたします。

散会 午前10時46分

右会議のてん末を記載し相違ないことを証するため署名する。

栗山町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員